

「横浜市老人福祉施設条例施行規則」の一部改正（案）に係る意見公募について（公募要領）

横浜市老人福祉施設条例に基づく、「横浜市老人福祉施設条例施行規則」を設け、老人福祉施設に係る必要な事項を定めております。

当該規則の対象である施設の定員に変更予定があるため「横浜市老人福祉施設条例施行規則」の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和8年4月8日（水）から令和8年5月7日（木）まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 あて

(2) FAXの場合

FAX 番号：045-~~641~~-6408
横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 あて

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」にしたがって適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局高齢施設課 意見公募担当 あて
電話番号：045-~~671~~-3923

※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。

以上